

# 厚生年金加入記録のお知らせ

未定稿

加入履歴に「もれ」や「誤り」はありませんか？  
標準報酬の減少などに「誤り」はありませんか？

差出人	社会保険庁 社会保険業務センター 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
-----	--

(宛名部分)  
 〒 XXX-XXXX  
 ○○県○○市○○ ○-x-△  
 ○○ ○○ 様

バーコード表示

◎これまでにご加入の、**厚生年金**（船員保険も含まます。）の**加入記録**を、お届けしました。  
この加入記録で、年金額の計算をしています。

◎この加入記録に「もれ」や「誤り」があることが判明しますと、年金額が増える可能性があります。

「もれ」や「誤り」が見つかった場合は、ぜひ同封の**年金加入記録回答票**をご返送ください。  
調査した結果と、年金額に変更が生じる可能性がある場合はその旨を、改めてお知らせします。

### ＜お願い＞

○これまでに「もれ」や「誤り」の調査のご依頼をお寄せくださった方々につきましては、まだ**ご返事をお届けできない方々がいらっしゃいます**。まことに申し訳ありませんが、このような方々につきましては、目下、調査中でありまして、調査のご依頼をいただいている内容は、今回のこのご案内に反映されておられませんことをご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

○平成20年10月以降に、一部の方々に対しては、社会保険事務所の職員が**ご自宅などを訪問して調査しております**。その際に、記録の訂正のお申し出がなかった場合でも、今回のご案内をご覧の上、「もれ」や「誤り」にお気づきの部分がありましたら、お申し出ください。

○「**標準報酬月額**」とは、概ね毎月の給与額を表したものです。ただし、保険料や年金の計算のために、給与などを一定の刻み幅にまとめた金額となっているため、毎月の給与の**実際額**とは多少異なりますので、ご注意ください。詳しくは、同封の「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」の裏面に記載しております。

(この「厚生年金加入記録のお知らせ」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。)

基礎年金番号

(基礎年金番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

※遺族年金の受給者の方につきましては、上記の基礎年金番号は、亡くなられた方のものを記載しております。

(厚生年金加入記録のお知らせに関するご質問・お問い合わせ先)

**分からないことや疑問な点があれば、  
『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！  
0 5 7 0 - 0 5 8 - 5 5 5**

- 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内電話料金は、ご負担いただきますようお願い申し上げます。  
なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様の負担となります。
- 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。
- このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめのうえ、おかけください。
- コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

(受付時間) 月～金曜日:午前9時～午後8時まで  
第2土曜日:午前9時～午後5時まで  
(なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

同封の「年金の加入履歴」には、共済組合員の期間の記録は入っておりません。それぞれの共済組合等で別々に記録を管理しておりますので、お手数ですが、各共済組合等にお問い合わせください。

### 日本年金機構設立についてのお知らせ

平成22年1月1日に、社会保険庁は「**日本年金機構**」に生まれ変わります。

○社会保険事務所は「年金事務所」となりますが、電話番号は変わりません。

○年金の支払いや、各種の届出も、従来同様です。

○職員一同、気持ちをあらたに出直しますので、よろしくお願いたします。

21.11.25



これまでの「年金加入履歴」です。

※お示している「年金加入履歴に」に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。

(①、②、③・・・などの項目番号の詳しい説明は、裏面に。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した 年 月 日	⑤資格を失った 年 月 日	⑥加入月数	
1	厚生年金	(株)〇〇	昭和42年2月1日	昭和48年3月31日	73月	
	(厚生年金保険、船員保険及び国民年金に加入していない期間があります。)					
2	厚生年金	有限会社××	昭和50年4月2日	昭和55年4月1日	60月	
3	国民年金		昭和55年4月1日	昭和63年10月1日	102月	
4	厚生年金	△△株式会社	昭和63年10月1日	平成5年3月31日	53月	
	(厚生年金基金加入期間					
			平成2年4月1日	平成5年2月1日	)	
5	国民年金		平成5年4月1日	平成17年10月1日	150月	
⑦ 国民年金 (未納期間を除く。)		⑧ 厚生年金保険		⑨ 船員保険		⑩年金加入期間合計 (未納期間を除く。)
		加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	

【ご参考】

遺族年金の受給者の方につきましては、亡くなられた方の記録についてお示しています。

## ○「①番号」について

加入制度が厚生年金保険又は船員保険である場合に、別頁にある「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」において、各月の標準報酬月額等をお示ししています。この番号は、その際の番号に対応しています。

## ○「②加入制度」について

この欄には、加入した年金制度をお示ししています。  
※厚生年金保険については、「厚生年金」と表示しています。

## ○「③お勤め先の名称等」について

この欄には、勤務した会社（事業所）名又は船舶所有者名などを表示しています。  
会社名又は船舶所有者名が社会保険庁のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」又は「船員保険」と表示しています。

## ○「④資格を取得した年月日」、「⑤資格を失った年月日」

取得した年月日については、厚生年金保険や船員保険に加入した年月日を表示し、失った年月日については、会社を退職した日などの翌日を表示しています。

## ○「⑥加入月数」について

この欄は、各番号ごとの年金制度の加入月数を表示しています。  
※被保険者資格を失った当月は、加入月数には算入されません。

## ○「⑦国民年金」について

⑦欄は、国民年金の加入期間をお示ししています。この期間には、未納期間は含んでおりませんので、「⑥加入月数」でお示しする国民年金の月数の合計とは異なる場合があります。

## ○「⑧厚生年金保険」、「⑨船員保険」について

⑧欄は、厚生年金保険の加入期間、⑨欄は、船員保険の加入期間の内訳を表示しています。

### 【加入月数と加入期間】

「加入月数」は、実際の加入月数の合計を示しています。坑内員や船員の「加入期間」については、⑧欄では坑内員、⑨欄では船員として加入した月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示しています。

### 【厚生年金基金】

⑧欄のカッコ内には、厚生年金保険に加入していた期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。（厚生年金基金から支給される給付等に関するお問い合わせにつきましては、当時加入していた厚生年金基金、又は企業年金連合会（電話：03-5777-2666）にご確認をお願いします。）

## ○「⑩年金加入期間合計」について

⑩欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示していますので、「⑥加入月数」でお示しする月数の合計とは異なる場合があります。

（共済組合等に加入した期間を含んでいないため、お手持ちの年金証書に記載された老齢基礎年金の年金額計算対象となった期間とは、異なる場合があります。）

## ○「厚生年金保険、船員保険又は国民年金に加入していない期間があります。」と表示された期間について

上記の表示は、次のような期間のことを示しておりますので、ぜひご確認ください。

- ①昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の期間で、年金制度に加入なさっていなかった期間  
（この期間に、国民年金の保険料を納めたはずだと思われる方は、お申し出ください。）
- ②共済組合員であった期間（ご不明の点は、それぞれの共済組合等にお問い合わせください。）
- ③厚生年金保険や船員保険に加入しておられた期間であっても、脱退手当金など一時金の計算の基とされた期間（脱退手当金などを受け取っていないと思われる方は、お申し出ください。）

### 標準報酬月額と標準賞与額の月別状況

※お示している金額が当時の実際の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。(裏面もご覧ください。)  
 ※「標準賞与」につきましては、平成15年4月より導入されたため、平成15年4月より前の期間は、全て「空欄」としてあります。

番号	標準報酬月額と標準賞与額の月別状況														
	年	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1	昭和42年	標準報酬		30千円	30千円	30千円	30千円	30千円	30千円	30千円	30千円	32千円	32千円	32千円	
		標準賞与													
	昭和43年	標準報酬	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	34千円	34千円	34千円
		標準賞与													
	昭和44年	標準報酬	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	36千円	36千円	36千円
		標準賞与													
	昭和45年	標準報酬	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	38千円	38千円	38千円
		標準賞与													
	昭和46年	標準報酬	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	40千円	40千円	40千円
		標準賞与													
	昭和47年	標準報酬	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	42千円	42千円	42千円
		標準賞与													
	昭和48年	標準報酬	42千円	42千円	資格喪失										
		標準賞与													
2	昭和50年	標準報酬				52千円	52千円	52千円	52千円	52千円	52千円	60千円	60千円	60千円	
		標準賞与													
	昭和51年	標準報酬	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	76千円	76千円	76千円
		標準賞与													
	昭和52年	標準報酬	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	98千円	98千円	98千円
		標準賞与													
	昭和53年	標準報酬	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	118千円	118千円	118千円
		標準賞与													
	昭和54年	標準報酬	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	134千円	134千円	134千円
		標準賞与													
	昭和55年	標準報酬	134千円	134千円	134千円	資格喪失									
		標準賞与													
	4	昭和63年	標準報酬										320千円	320千円	320千円
			標準賞与												
平成元年		標準報酬	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	360千円	360千円	360千円
		標準賞与													
平成2年		標準報酬	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	400千円	400千円	400千円
		標準賞与													
平成3年		標準報酬	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	440千円	440千円	440千円
		標準賞与													

## ○「標準報酬月額と標準賞与額」について

※ 標準報酬月額又は標準賞与額を千円単位でお示ししております。例えば、「200千円」と記載のある場合は、「200,000円」であることを意味しております。

### 1 標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や受け取る年金の額を決定するときに、その計算の基とするための報酬であり、給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額（注1）に当てはめたものです。

#### (1) 標準報酬月額の区分と決める時期

標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬を基に定期的に改定されます。また、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されますが、この場合の改定時期は、報酬の変動時期とは異なります。（注2）

#### (2) 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給料、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対価として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前の金額となります。

これは、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

### 2 標準賞与額について

賞与についても平成15年4月より、厚生年金保険や船員保険の毎月の保険料と同率の保険料を納めることとされ、実際に支払われた賞与の千円未満の端数を切り捨てたものとなります。

なお、標準賞与額の上限（最高額）は1回につき、150万円となっており、実際の賞与額が上限を超えて支払われた場合は、「1500千円」と表示されます。

（注1） 標準報酬月額には、上限と下限があります。現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は9万8千円となっており、実際の報酬（給与等）として上限を超える、あるいは下限を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額（上限を超える場合 → 62万円、下限を下回る場合 → 9万8千円）として決定しています。

なお、標準報酬月額の変遷につきましては、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）をご覧ください。

（注2） 標準報酬月額や標準賞与額は、事業主からの届出に基づき社会保険事務所で決定します。

◆ このたびご案内した「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」は、あなた様が厚生年金保険又は船員保険の被保険者であった期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、社会保険庁が管理している記録です。

この「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」をご覧ください、当時の実際の報酬と大幅に相違する場合には、同封の「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」に、相違する内容をご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。

標準報酬月額と標準賞与額の月別状況

番号	標準報酬月額と標準賞与額の月別状況													
	年	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成4年	標準報酬	440千円	440千円	440千円	440千円	440千円	440千円	440千円	440千円	440千円	440千円	460千円	460千円	460千円
	標準賞与													
平成5年	標準報酬	460千円	460千円	資格喪失										
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													
	標準報酬													
	標準賞与													

## ○「標準報酬月額と標準賞与額」について

※ 標準報酬月額又は標準賞与額を千円単位でお示ししております。例えば、「200千円」と記載のある場合は、「200,000円」であることを意味しております。

### 1 標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や受け取る年金の額を決定するとき、その計算の基とするための報酬であり、給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額（注1）に当てはめたものです。

#### (1) 標準報酬月額の区分と決める時期

標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬を基に定期的に改定されます。また、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されますが、この場合の改定時期は、報酬の変動時期とは異なります。（注2）

#### (2) 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給料、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対価として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前の金額となります。

これは、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

### 2 標準賞与額について

賞与についても平成15年4月より、厚生年金保険や船員保険の毎月の保険料と同率の保険料を納めることとされ、実際に支払われた賞与の千円未満の端数を切り捨てたものとなります。

なお、標準賞与額の上限（最高額）は1回につき、150万円となっており、実際の賞与額が上限を超えて支払われた場合は、「1500千円」と表示されます。

（注1） 標準報酬月額には、上限と下限があります。現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は9万8千円となっており、実際の報酬（給与等）として上限を超える、あるいは下限を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額（上限を超える場合 → 62万円、下限を下回る場合 → 9万8千円）として決定しています。

なお、標準報酬月額の変遷につきましては、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）をご覧ください。

（注2） 標準報酬月額や標準賞与額は、事業主からの届出に基づき社会保険事務所で決定します。

- ◆ このたびご案内した「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」は、あなた様が厚生年金保険又は船員保険の被保険者であった期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、社会保険庁が管理している記録です。

この「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」をご覧ください、当時の実際の報酬と大幅に相違する場合には、同封の「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」に、相違する内容をご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。



氏名を印字

バーコードを印字

事務所コードを印字

## 厚生年金加入記録のお知らせについての 年金加入記録回答票

- 今回お示しした加入履歴等をご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合には、該当する部分についてご記入いただき、同封の返信用封筒によりご返送をお願いいたします。
- 「もれ」や「誤り」がない場合には、ご返送いただく必要はありません。

### 1 氏名、生年月日、性別、現住所、電話番号をご記入ください。

(フリガナ) 氏名	基礎年金番号		男 ・ 女
	生年月日	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	
現住所	〒 —		
電話番号	ご自宅 ( )	ご自宅以外 ( )	
代理人氏名	代理人連絡先 ( )		
代理人住所			

※お送りした「厚生年金加入記録のお知らせ」に記載されている氏名・生年月日・住所が異なっている場合には、お手数ですが、ねんきんダイヤルまたはお近くの社会保険事務所まで変更のお申し出をお願いいたします。(上の欄に正しい住所などをお書きいただいても、変更手続きが行われたことにはなりません。必ず、変更の申し出をお願いいたします。)

※代理人氏名の欄等につきましては、ご本人が病気、ケガ等により記入できず、代理の方がこの回答票を記入された場合に、ご記入ください。

### 2 お知らせした年金の加入履歴に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき履歴の内容や修正すべき履歴の内容についてご記入ください。

加入制度※1	(フリガナ) お勤め先の名称 ※2	お勤め先の所在地 ※3	勤務期間 ※4	年金手帳の記号番号 当時の旧氏名 ※5
厚年 船保 国年			年 月 日から 年 月 日まで	
厚年 船保 国年			年 月 日から 年 月 日まで	
厚年 船保 国年			年 月 日から 年 月 日まで	

※1 加入していた制度を○で囲んでください。

※2 お勤め先の名称（本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についても）をできるだけ詳しくご記入ください。

※3 お勤め先の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しくご記入ください。分からない場合は、市区町村名のみでも結構です。

※4 勤務期間をご記入ください。詳しく分からない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春頃」との記入でも結構です。

※5 当時の「年金手帳」または「厚生年金被保険者証」等をお持ちのお方は「記号番号」をご記入ください。分からない場合は、省略しても結構です。

また、婚姻・養子縁組等で氏名が変わる前の記録がもれている場合には、旧氏名をご記入ください。

(裏面に続きます。)

③ お知らせした厚生年金の標準報酬月額や標準賞与額に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。

加入制度※1	「誤り」のある期間 ※2				「誤り」の具体的な内容 ※3
厚年 ・ 船保	昭和・平成	年	月から		
	昭和・平成	年	月まで		
厚年 ・ 船保	昭和・平成	年	月から		
	昭和・平成	年	月まで		
厚年 ・ 船保	昭和・平成	年	月から		
	昭和・平成	年	月まで		
厚年 ・ 船保	昭和・平成	年	月から		
	昭和・平成	年	月まで		

※1 加入していた制度を○で囲んでください。

※2 「誤り」があると思われる記録の該当期間をご記入ください。詳しく分からない場合には、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春頃」との記入でも結構です。

※3 「誤り」の内容について、出来るだけ詳しくご記入ください。当時、実際に受け取っていた月給額等についてもご記入ください。

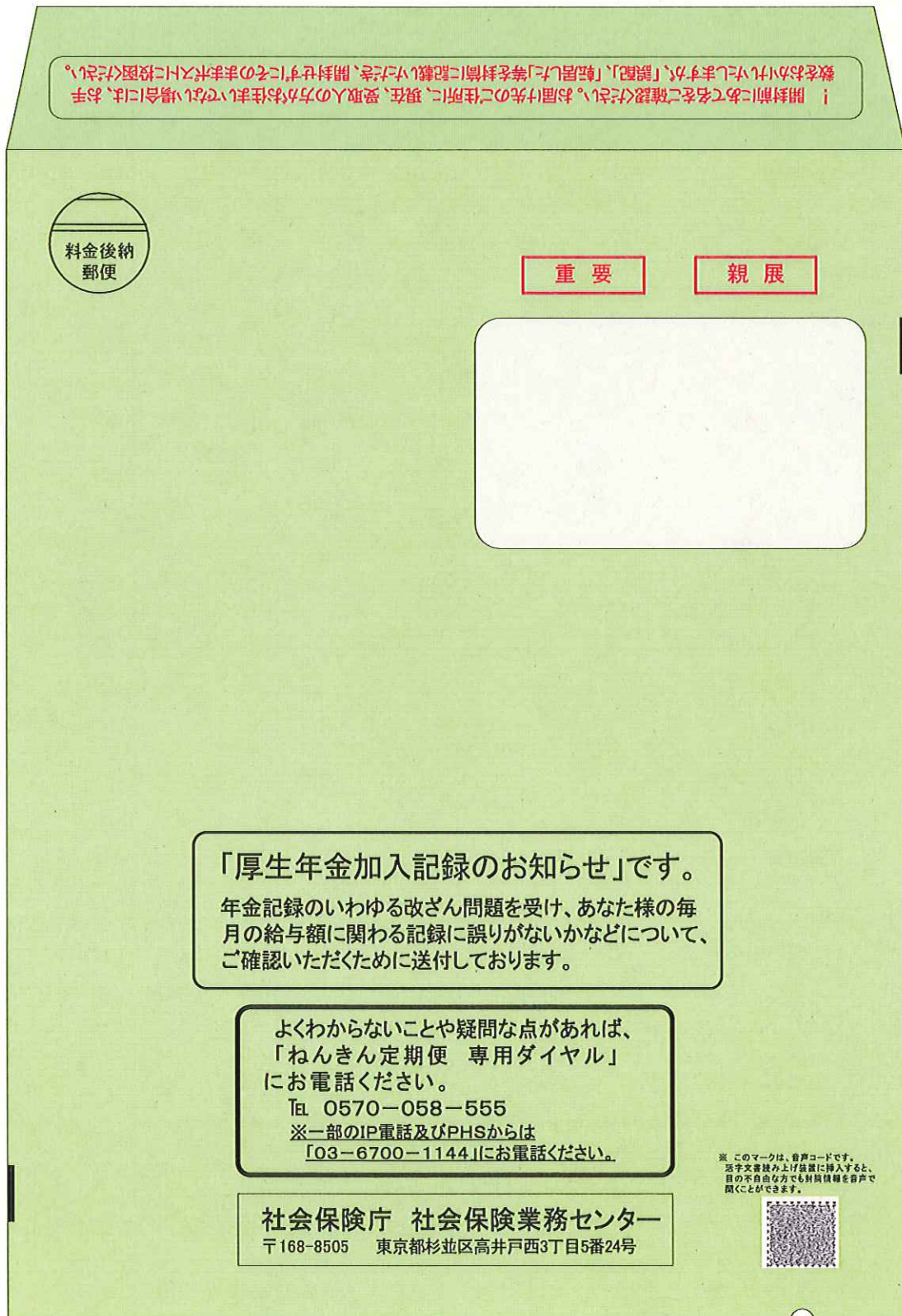
注) この回答票に書ききれない場合には、お手数ですが、別途、便せん等にご記入ください。

注) ご記入いただいた内容を調査するため、後日、管轄の社会保険事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

同封の「年金の加入履歴」には、共済組合員の期間の記録は入っておりません。それぞれの共済組合等で別々に記録を管理しておりますので、お手数ですが、各共済組合等にお問い合わせください。

# 厚生年金加入記録のお知らせ 送付用封筒

【 表 】



厚生年金加入記録のお知らせ返信用封筒（定型サイズ）

XXXXXXXX

現金受取人私郵便

杉並南支店  
承認  
4282

差出有効期間  
平成23年3月  
31日まで  
【切手貼る必要は  
ありません】

各都道府県  
事務センター  
「厚生年金加入記録のお知らせ」係  
行

郵便事業株式会社  
〇〇支店 私書箱〇号

カンキョウハロープ

お願い  
この封筒には「年金加入  
記録回答票」以外の届書  
は同封しないでください。

(差出人)

氏名 住所

あなた様の年金記録につきまして、**特に確認していただきたいことが見つかりましたので**、ご確認をお願いいたします。

それは、今回の厚生年金加入記録のお知らせでお示した標準報酬月額（概ね毎月の給与額を表したもの）のうち、以下の期間について、あなた様の年金額を計算する際に使います給与の金額が、実際とは違う金額に引き下げて訂正されている可能性があるからです。

つきましては、**朱書きでお示した部分の金額**について、特に、注意してご確認いただき、実際の給与の金額と見合ったものとなっているかどうかなどの結果を、同封しております「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」に記入して、必ず、ご返送いただきますようお願いいたします。

なお、回答票の記入に関しまして、ご不明な点がございましたら、「ねんきん定期便 専用ダイヤルTEL0570-058-555」または最寄りの社会保険事務所にご連絡いただきますようお願いいたします。

※一部のIP電話・PHSからは、「03-6700-1144」にお電話ください。

年	種別	標準報酬月額の月別状況											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成10年	標準報酬						200千円	200千円	200千円	200千円	220千円	220千円	220千円
平成11年	標準報酬	220千円	220千円	220千円	220千円	220千円	220千円	220千円	220千円	220千円	240千円	240千円	240千円
平成12年	標準報酬	240千円	240千円	240千円	240千円	240千円	240千円	240千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円
平成13年	標準報酬	98千円	240千円	240千円	240千円	240千円	240千円	資格喪失					
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												

※上記の標準報酬月額は、平成〇〇年〇〇月末時点の年金加入記録に基づき作成されております。



氏名を印字

バーコードを印字

事務所コードを印字

## 厚生年金加入記録のお知らせについての 年金加入記録回答票

○この回答票は、今回お送りした加入記録等をご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合も、ない場合も、必ず下記についてご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送いただきますようお願いいたします。

## 1 氏名、生年月日、性別、現住所、電話番号をご記入ください。

(フリガナ) 氏名	基礎年金番号			男 ・ 女
	生年月日	明治・大正 年 月 日	昭和・平成	
現住所	〒 ー			
電話番号	ご自宅 ( )	ご自宅以外 ( )		
代理人氏名	代理人連絡先 ( )			
代理人住所				

※お送りした「厚生年金加入記録のお知らせ」に記載されている氏名・生年月日・住所が異なっている場合には、お手数ですが、ねんきんダイヤルまたはお近くの社会保険事務所まで変更のお申し出をお願いいたします。(上の欄に正しい住所などをお書きいただいても、変更手続きが行われたことにはなりません。必ず、変更の申し出をお願いいたします。)

※代理人氏名の欄等につきましては、ご本人が病気、ケガ等により記入できず、代理の方がこの回答票を記入された場合に、ご記入ください。

2 お知らせした年金の加入履歴や標準報酬月額等に「もれ」や「誤り」がありませんか？  
(十分にご確認いただき、該当する欄に「○」印の記入をお願いします。)

	「もれ」も「誤り」もない。
--	---------------

※この欄に「○」印を記入なされた場合は、質問は終わりです。同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。  
※後日、新たな記録が見つかった場合には、その時点で記録の訂正が可能です。

	「もれ」や「誤り」がある。
--	---------------

※この欄に「○」印を記入された場合は、裏面をご覧ください、該当する3または4の欄について記入をお願いします。

同封の「年金の加入履歴」には、共済組合員の期間の記録は入っておりません。それぞれの共済組合等で別々に記録を管理しておりますので、お手数ですが、各共済組合等にお問い合わせください。

(裏面に続きます。)

③ お知らせしている年金の加入履歴に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき履歴の内容や修正すべき履歴の内容についてご記入ください。

加入制度※1	(フリガナ) お勤め先の名称 ※2	お勤め先の所在地 ※3	勤務期間 ※4	年金手帳の記号番号 当時の旧氏名 ※5
厚年 船保 国年			年 月 日から 年 月 日まで	
厚年 船保 国年			年 月 日から 年 月 日まで	

※1 加入していた制度を○で囲んでください。

※2 お勤め先の名称（本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についても）をできるだけ詳しくご記入ください。

※3 お勤め先の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しくご記入ください。分からない場合は、市区町村名のみでも結構です。

※4 勤務期間をご記入ください。詳しく分からない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春頃」との記入でも結構です。

※5 当時の「年金手帳」または「厚生年金被保険者証」等をお持ちのお方は「記号番号」をご記入ください。分からない場合は、省略しても結構です。

また、婚姻・養子縁組等で氏名が変わる前の記録がもれている場合には、旧氏名をご記入ください。

④ お知らせしている標準報酬月額や標準賞与額に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。

加入制度※1	「誤り」のある期間 ※2	「誤り」の具体的な内容 ※3
厚年 船保	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	
厚年 船保	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	
厚年 船保	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	

※1 加入していた制度を○で囲んでください。

※2 「誤り」があると思われる記録の該当期間をご記入ください。詳しく分からない場合には、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春頃」といった記入でも結構です。

※3 「誤り」の内容について、出来るだけ詳しくご記入ください。当時、実際に受け取っていた月給額等についてもご記入ください。

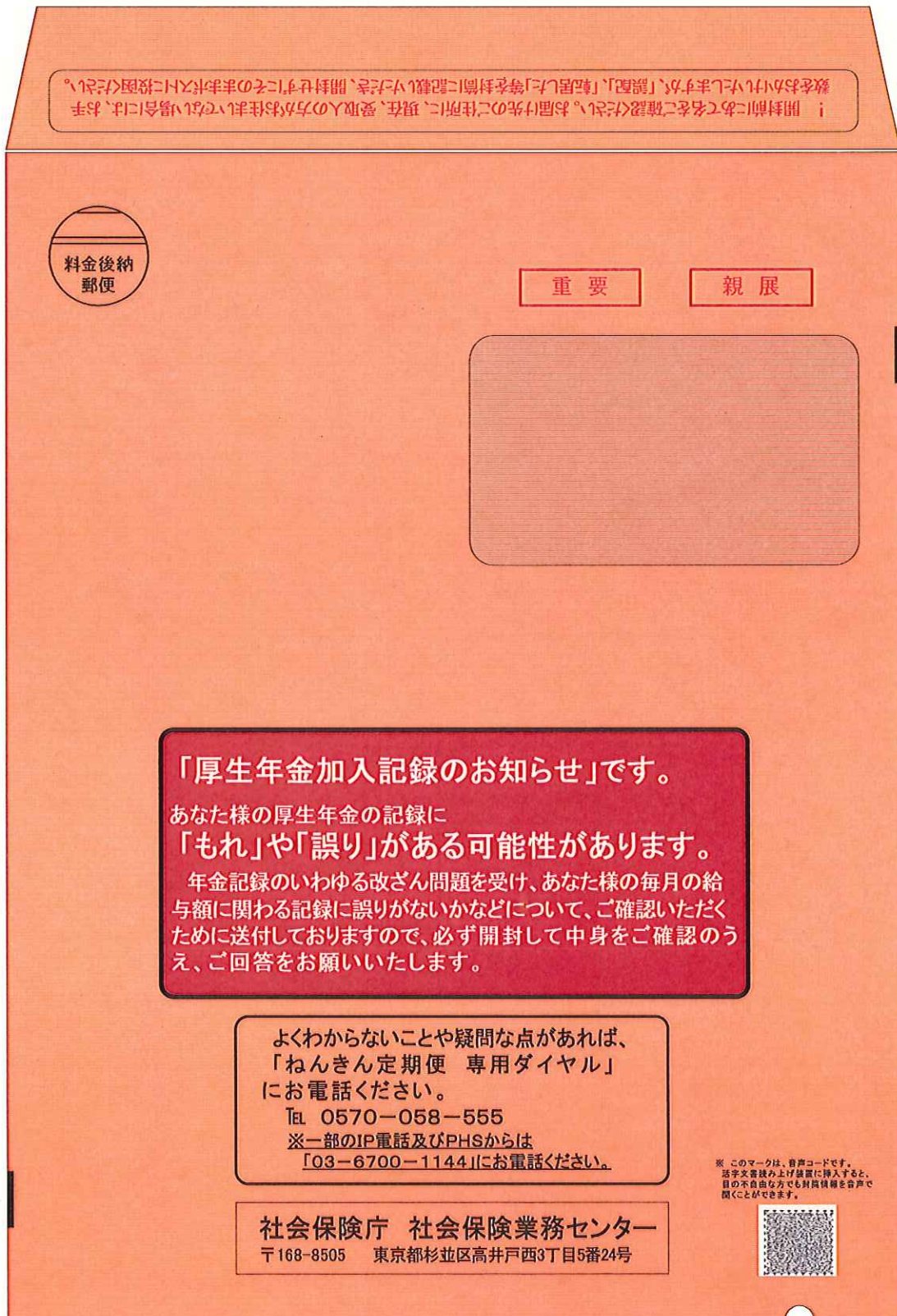
注) この回答票に書ききれない場合には、お手数ですが、別途、便せん等にご記入ください。

注) ご記入いただいた内容を調査するため、後日、管轄の社会保険事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。



# 厚生年金加入記録のお知らせ 送付用封筒(注意喚起同封)

【表】



厚生年金加入記録のお知らせ返信用封筒(注意喚起同封)(定型サイズ)

XXXXXXXX

郵便事業株式会社  
〇〇支店 私書箱〇号

各道府県  
事務センター  
「厚生年金加入記録のお知らせ」係  
行

現金受取人私郵便  
杉並兩支店  
承認  
4281

差出有効期間  
平成23年3月  
31日まで  
【切手貼る必要は  
ありません】

カネキムバーローネ

お願い  
この封筒には「年金加入  
記録回答票」以外の届書  
は同封しないでください。

(差出人)

氏名 住所